⑵　国立大学法人等が獲得した附属病院収益と診療機器等に係る減価償却費見合いの資産見返物品受贈額戻入が二重に計上になっていることによるもの

法人化時に国から承継した資産見返物品受贈額のうち、対応する資産の減価償却費が診療経費に分類されるものに関する資産見返物品受贈額戻入額の累計　540,814千円

⑶　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる未収附属病院収入のうち、国からの出資でなく譲与としたことによるもの　89,773千円

⑷　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる医薬品及び診療材料について、国からの出資でなく譲与としたことによるもの　258,801千円

6,476,194千円

6．賃貸不動産の時価等

当法人は御幸地区、樽味地区、鷹子地区、重信地区に寄宿舎等を有している。

これらの賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減及び時価は次のとおりである。

（単位：千円）

貸借対照表計上額			当期末の時価
前期末残高	当期増減額	当期末残高	
2,454,083	△ 77,893	2,376,190	2,358,472

（注１）　貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額である。

（注２）　当期増減額のうち、主なものは次のとおりである。

取得等による増加（拓翠寮　改修工事）　9,796千円

当期減価償却等による減少　87,690千円

（注３）　当期末の時価は、土地に関しては路線価に基づいて当法人で算定した金額、建物に関しては平成28年度末の帳簿価額（貸借対照表計上額）である。

また、賃貸不動産に関する平成29年３月期における収益及び費用の状況は次のとおりである。

（単位：千円）

賃貸収益	賃貸費用	その他（売却損益等）
124,201	87,690 (7,954)	—

（注１）　寄宿舎の維持のための修繕費は実務上把握することが困難であるため計上していない。

（注２）　賃貸費用に含まれる損益外減価償却費相当額については、（　）に内数で示している。

7．金融商品の時価等

⑴　金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については預金、国債、地方債及び政府保証債等に限定し、資金調達については独立行政法人大学改革支援・学位授与機構及び民間金融機関からの借り入れによっている。

資金運用にあたっては、国立大学法人法第35条が準用する独立行政法人通則法第47条の規定に基づき、譲渡性預金を保有している。また、未収附属病院収入は、債権管理細則に沿ってリスク管理を行っている。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債務負担金及び長期借入金の使途は、附属病院及び学生寄宿舎の整備資金であり、文部科学大臣の事前承認に基づいて借入れを実施している。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額（※１）	時価（※１）	差額（※１）
⑴投資有価証券	—	—	—
⑵長期性預金	1,900,000	1,902,178	2,178
⑶現金及び預金	8,681,693	8,681,693	—
⑷未収附属病院収入	4,163,094	4,163,094	—
徴収不能引当金（※２）	△ 18,866	△ 18,866	—
	4,144,228	4,144,228	—
⑸大学改革支援・学位授与機構債務負担金	(5,061,146)	(5,302,997)	(241,851)
⑹長期借入金	(8,589,413)	(8,719,683)	(130,270)
⑺リース債務	(1,311,446)	(1,315,649)	(4,203)
⑻未払金	(5,486,755)	(5,486,755)	—

（※１）　負債に計上されているものについては、（　）で示している。

（※２）　未収附属病院収入に対して、徴収不能引当金を控除している。

（注１）　金融商品の時価の算定方法

⑴投資有価証券、⑶現金及び預金及び⑷未収附属病院収入

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。なお、未収附属病院収入については、回収見込額等により時価を算定している。

⑵長期性預金

時価については、新規に同様の預金を行った場合に想定される利率で割り引く方法により算定している。

⑸大学改革支援・学位授与機構債務負担金、⑹長期借入金及び⑺リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法により算定している。

⑻未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

（注２）　非上場株式（貸借対照表計上額10,702千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「⑴投資有価証券」には含めていない。

8．資産除去債務関連

⑴　資産除去債務の概要

石綿障害予防規則等による建物のアスベスト除去費用、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律による機器の放射線除去費用、建物無償貸借契約による建物の原状回復義務、土地無償貸借契約による土地の原状回復義務。

⑵　資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間は資産の更新時期・撤去時期が未定のため資産の残存耐用年数と見積り、割引率は使用見込期間に対応した利付国債の流通利回りを使用し、資産除去債務の金額を計算している。